

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成29年7月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 15名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 船山 利美 5番 安達 芳紀 6番 小野 博
8番 佐藤 一志 9番 浅野 厚司 10番 高橋 隆
11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一 14番 大武 伸彦
15番 峠田 一徳 16番 本間 仁一 17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり
7番 遠藤 敬一 13番 大河原 清
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局 補佐 大坂 登啓
同 上 振興係 長 嶋貫 幹子
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第16号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 議第32号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後2時00分）

平成29年7月18日南農委告示第8号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は15名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、8番遠藤敬一委員、13番大河原清委員の2名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。2番高橋誠一委員、4番船山利美委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

2番 高橋 誠一 委員

4番 船山 利美 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第16号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第10号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成29年6月30日付け農第262号で南陽市長から本委員会に対し7月1日付けで1件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので、報第16号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長）

次に日程第5議第32号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由について事務局長にいたさせます。

- 小関事務局長 ただ今上程されました議第32号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に所有権の移転が3件、使用貸借権の設定が1件、合計4件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が労力不足という事由で 利便性の向上を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 218㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、■■■■が労力不足という事由で 規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 3,129㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
3番につきましては、■■■■が労力不足という事由で 規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 409㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
4番につきましては、■■■■から年金受給のために、■■■■へ ▲▲字▲▲ 田 1,153㎡ 畑 1,380㎡ 合計 2,533㎡を使用貸借権で再設定する申請があったものです。契約は20年です。
- 議長（沼部会長） ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。
- 議長（沼部会長） 初めに議第32号1番の現地調査について14番大武伸彦委員より報告をお願いいたします。
- 14番
（大武伸彦委員） 周辺農地への影響ないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に2番の現地調査について8番佐藤一志委員より報告をお願いいたします。
- 8番
（佐藤一志委員） すべてが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に3番の現地調査について3番高橋善一委員より報告をお願いいたします。
- 3番
（高橋善一委員） 果樹園に囲まれた普通畑で、草刈されており、周辺農地への影響もないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ありませんか。

- 議長（沼部会長） ……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第6議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し2件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 田合計1,347㎡を所有権移転し、宅地分譲するために申請があったものです。当該地は、農地区分は第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 田253㎡を使用貸借し、一般住宅を建築するために申請があったものです。当該地は、農地区分は第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定のより転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について4番船山利美委員より報告願います。
- 4番（船山利美委員） 7月18日に小野博委員と私と、大坂補佐、嶋貫主任の4名で現地を確認して参りました。全ての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ござ
いませんか。

議長（沼部会長） ……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長） ……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見
を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案件は申請通り許可相当の意見を付することに決しまし
た。

議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしま
した。よって、平成29年7月18日付け南農委告示第8号をもって
招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後2時12分)